

2024 年度 聖隷グループ奨学生募集要項 (社会福祉学部・リハビリテーション学部)

	ページ	
1. 奨学金の種類について	1	
2. 2024 年度奨学生募集人数	1	
3. 奨学金申込みから決定・貸与・返還での流れ	2	
4. 一般奨学生	3	
5. 面接日	4	
6. 奨学貸付金	5	
7. 奨学金 Q & A	6	
8. 奨学生採用決定後の手続き	7	
9. 成績証明書の提出	7	
10. 変更事項について	7	
11. 奨学金の振込みについて	8	
12. 貸与終了後の返還手続き (卒業・修了時)	9	
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>規則</td></tr></table> 一般奨学金貸与規則	規則	別紙
規則		
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>様式</td></tr></table> 一般奨学金願書	様式	別紙
様式		
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>様式</td></tr></table> 誓約書、奨学金振込口座確認書	様式	別紙
様式		

【奨学金担当】

聖隷クリストファー大学 学生サービスセンター

電話：053-436-1125 E-mail：service@seirei.ac.jp

1. 奨学金の種類について

1. 一般奨学金

この奨学金は、聖隷クリストファー大学に在学し、下表に定める国家資格免許を取得し、将来、聖隷福祉事業団施設のいずれかに勤務することを条件として、学費の便宜を計り、その志望達成の奨励援助をするとともに、聖隷福祉事業団各施設の職員の充実を計ることを目的とし設けられました。

- ①就職試験に合格すること
- ②定められた国家資格免許を取得することの二つが前提です。

学部	学科	取得すべき 国家資格免許
社会福祉学部	社会福祉学科（ソーシャルワークコース）	社会福祉士
	社会福祉学科（介護福祉コース）	介護福祉士
リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法士
	作業療法学科	作業療法士

2. 奨学貸付金

経済的理由により著しく就学困難な方で、授業料等の納入が困難な方を対象としています。授業料の範囲内で学生からの申請により貸与金額を決定します。（春semester・秋semesterに分け、授業料納付時にあわせて貸与）

2. 2024年度奨学生募集人数

1. 一般奨学生

募集資格	募集人数
社会福祉士	若干名
介護福祉士	
理学療法士	
作業療法士	

重要

必ずキャリア支援センターで募集状況等の説明を受けてから書類を提出してください。

3. 奨学金申し込みから決定・貸与・返還までの流れ



・日程、時間、場所等変更する場合があります。その際は事前に連絡します。

4. 一般奨学生

1. 応募資格

- (1) 卒業後、聖隷グループ各施設のいずれかで勤務することを希望する者
- (2) 人物、学業ともに優れており、心身ともに健康と認められた者

2. 奨学金の額

30,000 円

3. 貸与期間

貸与開始の年月から最短修業年限の終期までとします。ただし、希望により貸与期間を短くすることができます。

4. 返還

- (1) 定められた国家資格免許を取得し、貸与を受けている病院・施設に就職した場合
勤務した月から、貸与を受けた期間の2倍の月数内に返還する(無利子)。
- (2) 就職試験に合格したが、定められた国家資格免許を取得できなかった場合
本人が希望施設に願い出て承認されれば、原則1年間を限度として返還が猶予される。翌年、国家資格を取得して聖隷福祉事業団各施設に就職した場合は、(1)の対象となる。
- (3) 就職試験が不合格だった場合や、やむを得ない事情により聖隷福祉事業団各施設に就職しないことにした場合
奨学金を廃止し、当該事項発生後1ヶ月以内に、利息(年3%)および貸与の全額を返還する。特別な事情がある場合は要相談。
- (4) 退学、学業成績又は性行が著しく不良となったとき
奨学金を廃止し、当該事項発生後1ヶ月以内に、利息(年3%)および貸与の全額を返還する。

5. 応募に必要な書類

提出書類	注意事項
一般奨学金願書	①希望施設名欄：病院名を記入してください。 ②貸与を希望する理由欄：経済状況と卒業後に聖隷福祉事業団各施設に就職希望がある旨の2点を必ず明記する。 ③貸与希望期間：1年次生は2024年4月～2028年3月まで
成績証明書	1年次生：出身高等学校(又は最終学校)の成績証明書 2年次生以上：本学成績証明書
収入に関する証明書コピー	主たる家計支持者の前年度収入に関する証明書のコピー

6. 一般奨学生 応募スケジュール

就職希望施設の決定について

就職を前提とした奨学金です。各施設のホームページやキャリア支援センターで採用状況や就職後の配属先などについて情報を集めてください。

月日	項目	詳細
5月24日（金） 17時30分	応募書類提出期限	提出先：学生サービスセンター
6月15日（土） ～6月22日（土）	聖隷福祉事業団法人本部あるいは 学内での面接（予定）	
	指定口座：りそな銀行浜松支店の 口座開設手続き	直接りそな銀行浜松支店窓口 か、アプリで手続き
6月28日（金）	「奨学金振込口座届」提出期限	
7月1日（月）	採用の可否を連絡	個別にメールでお知らせします。
7月8日（月）	「誓約書・印鑑登録証明書」 提出期限	連帯保証人2名
7月26日（水）	奨学金振込み	4～7月分が振込まれます
各月27日	振込み	

7. 採用可否通知

結果はメールで連絡します。

8. 成績証明書の提出の義務

奨学生として採用された場合は、年度終了後、毎年4月末日までに、成績証明書を法人本部に提出してください。4月1日以降自動発行機から出力できます。

9. 採用の取り消しについて

毎年4月末日までに提出する「成績証明書」の提出後、必要な場合は、面接を行う場合があります。学業成績又は性行などの状況が悪化した場合は、一般奨学生の採用が取り消される場合があります。

5. 面接日

面接の日程については、後日ご連絡します。

6. 奨学貸付金

経済的理由により著しく就学困難な方で、授業料等の納入が困難な方を対象としています。希望者は、学生サービスセンターにご相談ください。

1. 奨学金の額

授業料の範囲内で学生からの申請により貸与金額を決定します。（春semester・秋semesterに分け、授業料納付時にあわせて貸与）

2. 返還

貸与を受けた期間内と同じ期間内に分割払いの方法で全額返還します。（年利3%）

※聖隷グループ各施設に在職中の場合、無利子になります。

3. 応募に必要な書類

- (1) 奨学貸付金願書
- (2) 所得の証明書（給与世帯は2023年分の源泉徴収票、給与世帯以外は2023年分の所得税確定申告の控え 【コピー可】）

4. 応募方法

まずは、学生サービスセンターに相談してください。

5. 選考方法

出願書類と面接により審査し、貸与を決定します。面接の日時・場所については、後日連絡します。

6. 採用決定

結果はメールで連絡しますので、学生サービスセンターで結果通知を受け取ってください。

7. 奨学金Q&A

詳しくは学生サービスセンターにご相談ください。

質問	回答
<p>現在は就職するつもりでいますが、奨学生に採用後、進学希望になった場合は、どうなりますか？</p>	<p>進学した後も、聖隷グループ各施設のいずれかに就職する意思が明確であれば、奨学金の貸与を受けた施設と相談の上承認されれば、進学期間中の返還猶予が認められます。</p>
<p>成績の結果が悪かった場合はどうなりますか？</p>	<p>「成績が著しく不良」と判定された場合は、奨学生としての身分を取り消されることがあります。 奨学生の身分が取り消された場合、その時点までに受けた奨学金貸与額全額を、当該事項発生後1ヵ月以内に年3%の利息を含めて返還することになります。</p>
<p>休学することになった場合はどうなりますか？</p>	<p>休学中は貸与が中止されます。休学理由が解消し、当初の予定通り卒業後に就職希望施設に勤務できる状況にあると確認された場合は、復学後貸与が再開されることもあります。 奨学生の身分が取り消された場合、その時点までに受けた奨学金貸与額全額を、当該事項発生後1ヵ月以内に年3%の利息を含めて返還することになります。</p>
<p>やむを得ない事情で聖隷福祉事業団への就職ができなくなった場合はどうなりますか？</p>	<p>やむを得ない事情で奨学金を受けている施設に就職することができないとわかった時は奨学生としての身分を取り消されます。 その時点までに受けた奨学金貸与額全額を、当該事項発生後1ヵ月以内に年3%の利息を含めて返還することになります。 特別な事情がある場合は相談してください。</p>
<p>取得すべき国家資格試験が不合格だった場合はどうなりますか？</p>	<p>原則として奨学生としての身分を取り消されます。ただし、翌年の国家試験合格後、奨学金の貸与を受けた施設に勤務することを希望する場合は、その旨を施設に願い出てください。奨学金の貸与を受けた施設と相談の上承認されれば、原則として1年間を限度として奨学金の返還を猶予してもらうことができます。</p>

8. 奨学生採用決定後の手続き

採用決定後に、学生サービスセンターで手続き書類を受取ってください。貸与を受けるにあたっては、「一般奨学金貸与規則」を、必ず読んでください。

1. 配布書類

- (1) メール添付あるいは大学 HP からダウンロードしてください。

2. 提出書類

- (1) 誓約書
- (2) 誓約書の連帯保証人2名の「印鑑登録証明書」
 - ※誓約書の連帯保証人は、独立の生計を営む2名で、1名は父母またはそれに代わる方、1名はその他の方で随時本人と連絡ができる方です。
 - ※書類は、連帯保証人本人による署名・実印捺印が必要です。

3. 提出期日・提出先

- (1) 提出期日：7月8日（月）
- (2) 提出先：学生サービスセンター
 - ※郵送の場合は、表面に「奨学金関係書類在中」と記載してください。

4. その他

何らかの事情で奨学生の採用を辞退する場合は、別途届け出が必要です。学生サービスセンターへ申し出てください。

9. 成績証明書の提出（毎年）

毎年4月末日までに『成績証明書』を、法人本部に提出してください。（成績証明書は、各自自動発行機で発行してください。）

法人本部で成績を確認し、成績不振など、面接が必要と判断された場合は病院施設担当者から連絡があります。

10. 変更事項について

やむを得ない理由により、就職することができなくなった場合は、ただちに学生サービスセンターに相談してください。

11. 奨学金の振込みについて

奨学金の振込みは、毎月 27 日を原則とし、27 日が土日祝日に当たる場合には、金融機関の休日の前営業日となります。

銀行口座は、「りそな銀行浜松支店」が指定口座となります。学生本人名義の口座が必要となりますので、持っていない場合は、新規口座を開設し、口座確認書を提出してください。第一回振込み日（7 月 27 日）に間に合わせるため、奨学生の採用決定前に、口座を開設し、確認書を提出していただくことになります。

1. 提出書類

- (1) 奨学金振込口座確認書
- (2) りそな銀行浜松支店の口座名義・口座番号がわかるもの（通帳のコピー等）

2. 提出期日：6 月 28 日（金）

3. 提出先：学生サービスセンター

4. 指定銀行口座の開設について（りそな銀行浜松支店）

口座の開設は、①自分で銀行に行って口座を作成する。②アプリで手続する。の 2 通りがあります。

12. 貸与終了後の返還手続き（卒業時）

貸与終了後は、奨学金返還の手続きが必要となります。

1. 配布書類

- (1) 返還誓約書（一般奨学金）（様式・記入例）
- (2) 返還猶予申請書（様式・記入例）
- (3) 一般奨学金貸与規則

2. 提出書類

- (1) 返還誓約書（一般奨学金）《全員提出》
- (2) 返還猶予申請書《進学・卒業延期のため卒業後、ただちに就職しない場合に提出》

3. 返還金額と返還期間、返還方法について

- (1) 返還金額
奨学金として貸与された金額の合計になります。
- (2) 返還期間
貸与を受けた月数の2倍の月数以内で返還します。
※就職後、当該施設総務課と個別相談して返還計画を作成することになります。
- (3) 返還方法
給与天引きによる返還（就職した年の4月分給与から開始となります。）

4. 卒業後の奨学金担当窓口

卒業後の進路	窓口
聖隷グループ各施設・病院へ就職される方	各施設・病院総務課
進学される方	
(1) 本学大学院	学生サービスセンター
(2) 他大学等	就職予定施設・病院総務課